

狛江市都市計画図

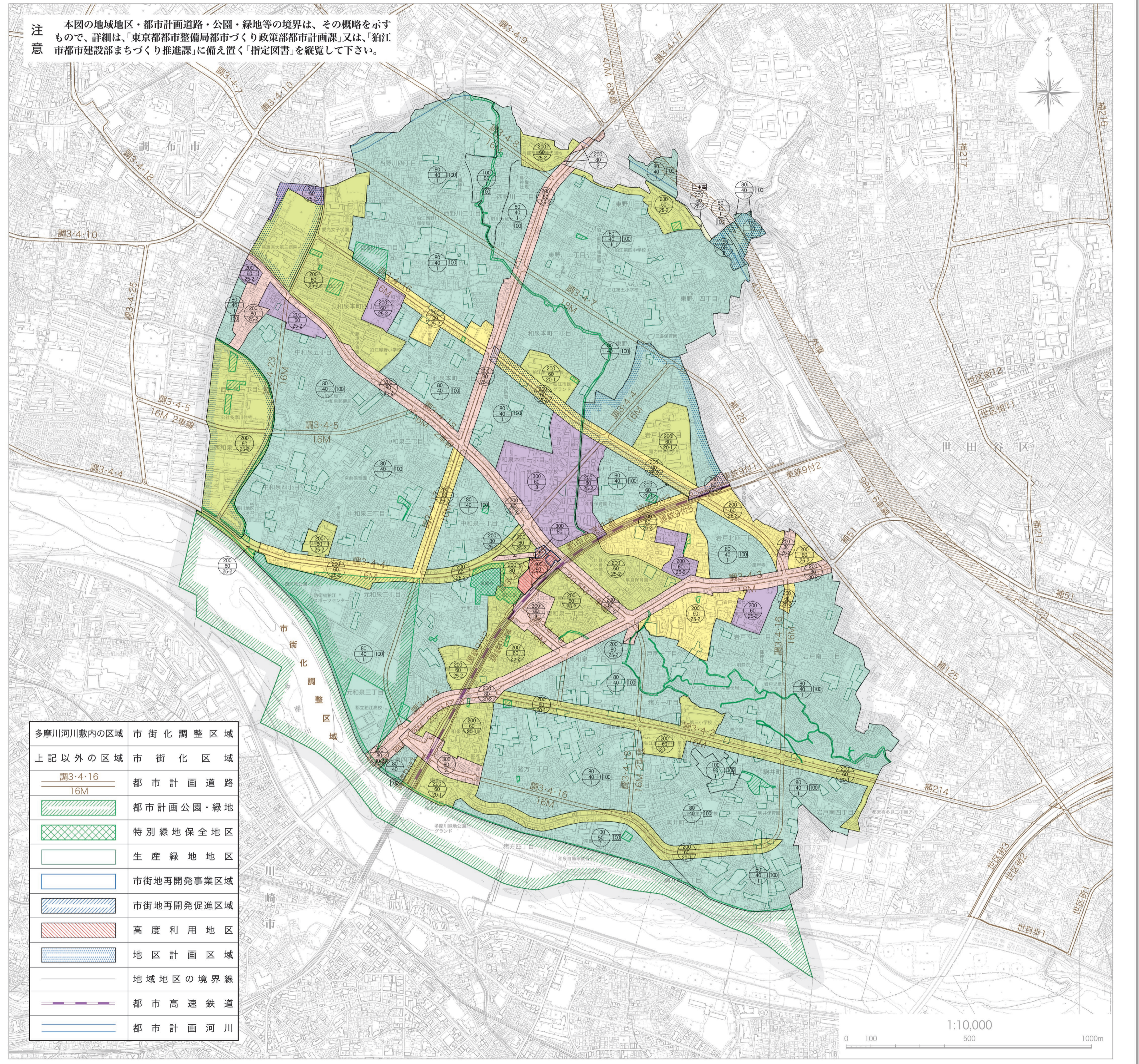
令和五年三月作成

凡例

用途地域・建蔽率・容積率・高度地区・防火指定・日影規制

地域種別	用途地域	図中記号	建蔽率	容積率	高度地区	防火・準防火地域	日影規制			指定水平面(平均屋高からの高さ)
							規制される建築物	規制される日影時間	5mを超える範囲	
第一種低層住居専用地域	第一種高度地区	①	40	80	第一種高度地区	指定なし	①	3時間以上	2時間以上	15m
			50	100	第二種高度地区	準防火地域	②	4時間以上	25時間以上	4m
第一種中高層住居専用地域	20m第一種高度地区	②	60	200	20m第一種高度地区	準防火地域	①	3時間以上	2時間以上	4m
			60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	①	3時間以上	2時間以上	4m
第二種中高層住居専用地域	25m第二種高度地区	③	60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	①	3時間以上	2時間以上	4m
			60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	①	3時間以上	2時間以上	4m
第一種住居地域	第二種高度地区	④	60	200	第二種高度地区	準防火地域	①	4時間以上	25時間以上	4m
			80	200	25m第二種高度地区	準防火地域	①	4時間以上	25時間以上	4m
			80	200	30m第二種高度地区	準防火地域	①	4時間以上	25時間以上	4m
			80	300	第三種高度地区	防火地域	②	5時間以上	3時間以上	4m
商業地域	第三種高度地区	⑤	80	400	第三種高度地区	防火地域	②	5時間以上	3時間以上	4m
			80	300	第三種高度地区	準防火地域	②	5時間以上	3時間以上	4m
準工業地域	25m第二種高度地区	⑥	60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	①	4時間以上	25時間以上	4m
			60	300	第三種高度地区	準防火地域	②	5時間以上	3時間以上	4m

※1. 高さの制限は10mです。
 ※2. 高さの制限は12mです。
 ※3. 建築基準法第22条に基づき、必要に応じ屋根の不燃化を図る。



注意 本図の地域地区・都市計画道路・公園・緑地等の境界は、その概略を示すもので、詳細は、「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」又は、「狛江市都市建設部まちづくり推進課」に備え置く「指定図書」を縦覧して下さい。

高度地区

第一種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区	20m第一種高度地区	25m第二種高度地区	30m第二種高度地区
建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さ)による。以下同じ。は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。 2 建築物の地盤面からの高さ(以下「絶対高さ」という。)は20メートル以下とする。	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。 2 絶対高さは、25メートル以下とする。	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。 2 絶対高さは、30メートル以下とする。

関係告示

種別	告示番号	最終告示年月日
都市計画区域	内務省告示第599号	昭和14年12月23日
市街化区域および市街化調整区域	東京都告示第1059号	平成16年6月24日
用途地域	狛江市告示第63号	平成31年3月1日
防火・準防火地域	狛江市告示第124号	平成30年3月30日
高度地区	狛江市告示第64号	平成31年3月1日
市街地再開発事業区域	東京都告示第356号	平成4年3月27日
市街地再開発促進区域	狛江市告示第67号	平成3年2月28日
高度利用地区	狛江市告示第68号	平成3年2月28日
都市計画道路	東京都告示第665号	平成元年6月16日
都市高速鉄道	東京都告示第346号	昭和60年3月26日
同付属街路	狛江市告示第41号	昭和62年8月13日
都市計画公園	狛江市告示第169号	令和3年5月31日
都市計画緑地	狛江市告示第169号	令和3年5月31日
特別緑地保全地区	東京都告示第895号	昭和62年8月13日
日影規制	東京都条例第41号	平成8年5月31日(施行)
都市計画駐車場	狛江市告示第93号	平成4年12月25日
生産緑地地区	狛江市告示第291号	令和4年10月20日
地区計画	狛江市告示第197号	令和4年7月7日

※種別の告示番号及び告示年月日の詳細は、裏面をご覧ください。

多摩川河川敷内の区域	市街化調整区域
上記以外の区域	市街化区域
調3-4-16	都市計画道路
16M	都市計画公園・緑地
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	市街地再開発事業区域
	市街地再開発促進区域
	高度利用地区
	地区計画区域
	地域地区の境界線
	都市高速鉄道
	都市計画河川

凡例

第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	商業地域	準工業地域	第一種高度地区	20m第一種高度地区	25m第二種高度地区	30m第二種高度地区	防火・準防火地域	防火地域	市街化調整区域	市街化区域	都市計画道路	都市計画公園・緑地	特別緑地保全地区	生産緑地地区	市街地再開発事業区域	市街地再開発促進区域	高度利用地区	地区計画区域	地域地区の境界線	都市高速鉄道	都市計画河川
-------------	--------------	--------------	---------	------	-------	---------	------------	------------	------------	----------	------	---------	-------	--------	-----------	----------	--------	------------	------------	--------	--------	----------	--------	--------

「この図面は、東京都知事の承認を受けて、東京都知事2,500分の1地形図を「(案照番号)4都市高報第253号、令和4年12月20日」利用して作成したものである。(承認番号)4都市高案第23号」
 「川崎市承認を得て同市発行の都市計画基本図を複製したものです。(承認番号)川崎市高案第179号」

狛江市役所